

○6番（上原 君代君） こんにちは、日本共産党の上原君代です。午後の一
番ということで、眠気のある時間帯ですが、よろしく願いいたします。

今回は3点の質問をさせていただきます。

まず1点目の新ごみ焼却施設とごみ減量化についてですが、5月末の議員全員協
議会で、新焼却施設をストーカ方式プラス灰の外部資源化委託とすることが報告さ
れました。地球の温暖化対策と、限りある資源を大切にすることから、ごみ減量化
は絶対に必要と考えます。

1つ目に、今回の新施設では、国のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件
を満たすべく積極的に発電を行うとしています。積極的に発電をするためにごみを
増やせば、地球の温暖化と限りある資源を大切にすることから外れると考えます。
可燃ごみ減量化との兼ね合いをどう考えていますか。

2つ目に、生ごみ減量化対策での堆肥化容器などの補助制度が今年度4月から変
わりました。広報で、容量に関係なく補助対象になりましたというような簡単な説
明がありました。内容としては、聞くところによると、密封でぼかしを使うものが
新しく対象になったようですが、容器の使い方など、積極的な説明なしでした。ぜ
ひ説明で生ごみ減量化をもっと積極的にしていただきたいと思いますが、そこら辺
の答弁をよろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 上原議員の、新ごみ焼却施設とごみ減量化について
ということで、ご質問にお答えを申し上げます。

三重県によるRDF発電事業が平成33年3月末で終了するということから、こ
れまでRDFを製造することによって可燃ごみの中間処理を行ってきました。東員
町も入っている桑名広域清掃事業組合では、その後のごみ処理方式について、検討
を重ねてまいりました。

全国的な導入実績が多く、環境面や経済面にもおいても優れているとされる「ス
トーカ方式かつ灰の外部処理」という方式により、新しい焼却施設を建設するこ
とが桑名広域清掃事業組合として最良であるという決定をされまして、組合議会のほ
うでも承認をされました。

新施設は、国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けることとなっております
で、対象事業となるエネルギー回収型廃棄物処理施設として整備を進めてまいりま
す。

これが発電なのかどうかというのは、私としてはまだ完全に承知しているとい
うわけではございませんけれども、今、議員申されたように、もし、ごみを増やして
発電をせんなんということになると、今までの二の舞ということになりますので、
その辺は広域清掃組合の中でも、そうならないように、いろいろ発言をさせていた
だきたいというふうに思っております。

そしてご質問の1点目でございますが、可燃ごみ減量化との兼ね合いということでございますが、新施設の計画規模は日量174トンでございますが、この規模は、桑名広域清掃事業組合の構成1市2町における、今後のごみ減量の目標値も加味した、平成33年度のごみ量予測に基づいたものということになっております。

新施設にかかわります各構成市町の負担金につきましては、管理費分において、これまでの算定方式を見直しまして、よりごみ減量に取り組んだ市町の負担が少なくなるということを念頭に置いて比率を考えておりますので、各構成市町は、目標値の達成、それ以上の減量化に向けて、今後ごみ減量化に取り組むことになっており、本町もごみ減量化に積極的に取り組んでまいりたい。そうすることによって、経費も安くなるという仕組みになっておりますので、そうしていきたいというふうに思っております。

2点目の生ごみ堆肥化容器等設置補助につきましては、本年4月よりさらなる生ごみの減量化を目指し、堆肥化容器の設置に対する補助金の交付要件のうち、今までは容量の大きなものに限ってございましたが、容量による制限をなくしまして、小型の堆肥化容器も補助金の交付対象といたしました。

生ごみの減量化には水切りを徹底していただくこと、さらに水切りした後、堆肥化をしていただくこと、また、畑などに埋めていただくこと、さまざまな方法がございます。町民の皆さまには実践していただきやすい方法を選択いただいて、要するに可燃ごみの袋の中へ生ごみを投入をしていただくということを何とか減らしていただきたいというふうに考えております。

行政といたしましては、これからもごみの総量減量に取り組んでまいります。そして環境負荷やごみ処理費用をできるだけ少なくするよう、生ごみの減量方法の町民の皆さんへの周知などにも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） ありがとうございます。

説明の中で、そういうふうに積極的に発電を行うということが書いてあったんですけど、それはまだわからないということでしたけど、ごみを増やして発電するようなことのないように、ちゃんと発電していきますということもあったので、少しは安心しましたけど。

ですが、RDF建設時の可燃ごみの想定量は230トン、今回の施設建設では、災害廃棄物処理量を含めて174トンということですが、このRDFの時の230トンとは、南勢地域とかいなべ市からの分も含んでいるのでしょうか。もし含んでいるとしたら、それを今回引く必要がありますので、そこら辺は詳しく教えてください。

○議長（山本 陽一郎君） 松下生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君） お答えさせていただきます。

ごみ固化燃料、RDFの施設でございますが、この施設につきましては処理能力230トンで、これにつきましては桑名広域清掃事業組合の処理量でございます。ですから南勢地域の処理量というのは含んでいない、ただ、発電施設について、他市町から持ち込んでいるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） わかりました。あちらからもう既にRDFとして運んできていたから、この230トンには入っていないということと理解しました。

それが含んでないとすれば、230トンから174トンということですので、一応減量にはなっているかなとは思いますが、資料を読みますと、人口減などのため、最大ごみ排出量は、グラフで見ますと、平成33年度が一番最大ということです。ちょうどその時に施設が上がるわけですから、その時には最大でえらいかなと思えるぐらいの量でいいと思うんです。それ以後ずっとグラフを見ても、予測量も減ってますし、やっぱりだから私たちがごみを本当に減らしていく気があるんでしたら、災害廃棄物の0.7%増ということがあったとしても、頑張って小さいめをつくって。容器が大きければ、みんなはまだ燃やせるから努力を怠る。ちょっとでも小さくすれば、建設するときも安く済むし、皆さんもそのように努力できるかなと思うんですけど、そこら辺で174トンという、計算どおりは計算どおりなんですけど、どう思いますか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） トン数につきましては、これが最大のごみ量ということではなくて、例えば補修する場合がありますよね、炉の補修をする場合、そうすると片方使えても片方使えないという。そうすると、集めてきた物を片方で全部処理をしなければいけない。その辺も含めて、実際に集まってくるよりも大きくつくってあると。

僕も不思議だったんです。もうちょっと少なくできないのというような話も議論したんですが、そういう補修のことも考えなければいけないということもあり、また、もしどこかで災害が起こったら、災害でひょっとすると受け入れんならん場合もあるかもわからない。そういうことも少し考えながら、この量が設定をされたと聞いております。

ただ、この量にしても、我々がごみを減らしていくという努力目標も含めて、この数値になっておまして、一番最初に聞いたのは200トンと聞いていたんですが、少し減ったなというふうな感想を持っているのですが、この170数トンというものにこだわらずに、我々としては、もっともってごみを減らしていきたいというふうに思っておりますので、これは町民の皆さまにご協力いただかないとできな

いことをございますので、ぜひともみんなで、東員町全員でごみを減らしていくということに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 話の内容としては一応理解はできるんですけど、今パッと思ったんですけど、174トンということなんですけど、それは1つの焼却炉をつくるんですか。それとも174を2で割って2基をつくるんですか。そこら辺、ちょっとすみません、わかってなくて。よろしくお願いします。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

計画によりますと2施設といいますか、2基の焼却炉ということをございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 2基といったら174トンを2で割って87トンですか、1トンぐらいのことはわからないけど、そんなぐらいのを2基つくるということですか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） そのとおりでございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） はい、わかりました。

2基だから、それを点検とか、そういうときには1基、小さいからということで、たくさん燃やせないからということで、一応そこら辺は理解します。

それと生ごみに限ったのことなんですけど、可燃ごみの約50%が生ごみです。東員町の一般廃棄物処理基本計画の将来予測を見ると、生ごみの割合が少しずつ減っていますので、生ごみの減量に取り組む方向だとは私も理解しております。

しかしこの広報7月、さっき言いましたけど、新しい堆肥化要求に補助が出ますよという中に、使い方とか何も、ただ容器が小さくても補助は出ますよということしか書いてありませんでした。やっぱりこうやって生ごみを減らすことがちゃんと前提にあり、そしてまた、さっき言われていた、ごみ減量に取り組んだ市町は負担を少なくしていってもらえる、それであれば余計に取り組む必要はあると思うんです。また、取り組んだだけ、財政的にも助かるということも町民にきちっと話をし、皆さんにやっていただきたいと思うんです。

そういうときに、広報で小さくても補助は出ますよだけでは、皆さん、自分はどのような方法で減量ができるかなと考えたときに簡単なほう、今いろいろありますけど、衣装ケースは、ちょっと夏はうじ虫がわくかなとか、コンポストは田舎の場所のあるところでないとおいがあるとか、いろいろあります。だからそれを考えますと、今回、小さいけど密封式だということで、チラッと話を聞きました。こうい

うのは新しくやるのであれば、そのときにきちっと使い方の説明があれば、住民として、ああこれなら大丈夫かなということで気持ちが動くと思いますので、図面入り、説明入りの広報にしたりとか、地域に出かけて実践的な場所を設けたりするべきだと考えるんですけど、いかがですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 先ほどもお話をさせていただきましたように、ごみの減量化、特に生ごみの減量化というのはいろんな方法があります。例えば堆肥化にしなくても、乾燥させていただきだけでも全然重量が変わってきます。堆肥化も、今、ストックヤードでやっていただいている方式がケース方式で、専門的にいうと、好気性の微生物を使って分解していくというやり方なんですね。今度、対象になった小さな容器は、密閉式と言われましたけど、嫌気性の微生物を使って分解していくという方式でございます、堆肥化にもいろんな方法があるんですね。

それで今回の場合は嫌気式でやっていただいている方からのご提案をいただいて、こういうものもあるよと、これも立派な堆肥化容器ですよというお話をいただいて、我々議論をさせていただいて、確かにそうだなということで、これも対象に加えていくということでさせていただきました。

いろんな方法がございますので、恐らく我々もわかっていない方式もございますので、町民の皆さんにご説明する場合、わかってない我々が説明するんじゃなくて、実際やっていただいて、わかってみえる方に説明していただいたほうがいいのかというふうに思っております。

いろんな皆さんいらっしゃいますので、そういう方たちといろいろ協議をさせていただいて、もしご要望があれば、その方たちに、行って説明をしていただくようなことも考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、これからも真剣にこういうのは取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、いろいろアドバイスいただきますよう、よろしくお願いを申し上げますと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 本当に今の話、呼んでくれればと言うんですけど、人を集めておいて呼ぶというのはなかなかできませんので、やっぱりある程度NPOの方が衣装ケースのことについて、前から時々1年に1回ぐらい講演会をやってもらったりして、私は出席したりしてるんですけど、あそこはまだちゃんとNPOとして団体ができているからできるんですけど、そういうことでない場合もあるので、広報で、たまにはこの容器は、ということで図面入りとか説明入りで、こうしていただけないかなということで今回思いましたので。

以前の雑誌回収が始まる前も自治会を回りたいというようなことを言ったと思うんですけど、後から聞いたら、自治会からの申し入れがなかったからということで、

何かうち大木はあったんですけど、二、三の自治会で説明は終わりやったような気がします。

私、よく係の人に、もっと自治会のほうへ、地域へ出かけて説明してもらえないやろうかというようなことを言うんですけど、やっぱり制度が変わる時は、きちっとこちらから出かけられるけど、そうじゃない時はなかなか、というような返事も聞きました。そうじゃなくて、もっと積極的に本当に今やったら減量化に取り組むという、これはもう住民がその気にならなければできないことですので、そういうことなら自治会に説明に行きますからとか、またそれがどうしてもできなくても、いろんな堆肥の容器を写真つきで広報に載せたりして、生ごみ減量化に現実的に一人でも多くの人に参加してもらえるような広報にしていただけをお願いします。

それと、さっき町長もごみ減量ができれば負担も違うようにします、負担金でちゃんとやりますと言われました。本当にそのようにできれば、新焼却炉の容量が皆さんのごみ減量ができたら、建設にも絶対、建設の174トンというのが変わらなければ一緒かもわかりませんが、今のRDFの桑名広域清掃事業組合負担金の予算の中で見ていると、負担金の半分は建設費の返済分です。だからやっぱりつくる時にまず大きなお金にならんように、なるべく焼却炉を小さくして、そしたら建設費が減らせますので、その分、住民の福祉に回すことができます。

さっきも積極的に発電を行うとしても、ごみを増やすようなことはしないというように聞いて、ちょっとは安心するんですけど、今までどおり3R、リユースとかリサイクル、リデュースが実践できるように、それをしながらごみを減らして、説明のところに良質な可燃ごみということで、生ごみを入れたら良質ではなくなるんだから、良質な可燃ごみにすることで、同じ施設をつくっても多くの発電ができるようにお願いします。

次に移ります。

2点目の空き家対策について伺います。

崩壊のおそれや衛生上の問題がある空き家について、市町村が所有者に撤去を命令できる空き家対策特別措置法が5月26日に全面施行されました。東員町としての条例はどうなっていますか。

特措法の完全施行に合わせ、国土交通省は周辺環境に悪影響を及ぼし、撤去命令の対象となる特定空き家の判断基準を示したガイドラインを示しました。ガイドラインは、建物の著しい傾斜、おおむね3度超や土台の欠損など倒壊のおそれが高い、2つ目に動物が住みついたり、シロアリやネズミの大量発生など、衛生上著しく有害である、3つ目に、多数の窓ガラスが割れたまま放置されたり、立ち木が全面を覆うほど繁ったりするなど、著しく景観を損ねる、4つ目に浄化槽の破損やごみの放置で臭気が発生するなど、生活環境が守れないのどれかに該当する空き家を特定

空き家と認定、立入検査をして、所有者が拒むと最大20万円の過料を課すことができる。また、撤去や修繕の命令、指導命令ができ、勧告に従わない土地の固定資産税を更地の最大6分の1の優遇措置を解除できる。命令に従わなければ、市町村が強制的に解体できるとしています。

東員町では平成26年度繰越明許費の空き家等対策計画事業で空き家調査をすることになっていますが、調査内容はどのようなのですか。国のガイドラインの条件に当てはまるなど、現状をつかんだものはどのような解決策をとりますか。現在わかっている空き家の固定資産税の納入や空き家になる原因、また昭和56年以後・以前の建物かなど、わかりますか。

よろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） それでは空き家対策についてお答え申し上げます。

空き家対策のご質問につきましては、午前中、島田議員からもご質問をいただいておりますので、答弁内容に重複することもございますが、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

先の島田議員に答弁させていただきましたとおり、国は倒壊のおそれや衛生上の問題がある空き家につきましては、市町村が立入調査や撤去を命令できる旨を盛り込んだ「空き家等対策特別措置法」を5月26日に全面施行いたしました。

町もこの特措法を受けまして、現在、空き家等対策計画策定に向けまして、調査等計画を実施してございます。

また、6月10日には名古屋市内におきまして、国自ら特措法の説明会を行うということで、これにつきましては担当者に出席させまして、詳しい説明を受けて、後に調査や計画に反映をさせていきたいと思っております。

あと、町の条例はどうかということもございますけれども、これは適正に管理されていない空き家が今後増える可能性というのが出てきますので、防災、防犯、景観、衛生面、こういった観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予想されますので、空き家の利活用を踏まえた条例の制定につきましては、今後検討してまいります。

次に計画でございますけれども、策定のための調査ということでございます。町内全域の空き家の実態把握のために空き家の調査を行い、その空き家が先ほど申し上げましたように健全であるか、危険な状態であるか、これの確認のため現地調査を行います。

行った後、その所有者の方に対しましてアンケート調査を実施いたします。そのアンケート調査と申しますのは、その空き家を今後どうされるのかという所有者の

方のご意向を踏まえまして、それを確認したいと思います。そのアンケート調査の結果をもとに、最終的には空き家等対策計画を策定してまいります。

あと、国が示す条件は、先ほど議員言われましたので割愛させていただきますので、4つの点があるということで、まさにそのとおりでございます。それに該当すれば特定空き家として認定をされまして、周辺的生活環境の保全を図るために、所有者自らがまず敷地内の立ち木の伐採とか建物の修繕、そういった何らかの措置を講じることとなると考えてございます。

その後、そういったことの対応につきましては役場の関係部署と十分な連携を行い、慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

最後に現在わかっている空き家になった原因、固定資産税の納入状況、昭和56年以前の建物の戸数ということでございますけども、町では昨年5月に「東員町空き家・空き地情報バンク制度」を有効的に活用していただくために、区画が整理されまして、状況把握がしやすい笹尾・城山地区を対象としまして、その所有者の制度の周知を行うということをあわせまして、今後の利用意向等を踏まえたアンケート調査を実施をいたしました。

その際、調査した空き家は68件でございまして、その所有者へのアンケートの中で、空き家となった原因、これの一番多く回答があったのは仕事場、子供の就学の関係で住みかえということが多かった、であります。そのうちの1件は、現時点で固定資産税が一部未納となっております。

あと、昭和56年以前に建築された家屋でございまして、これが24件、これはもう既に建築後30数年がたっておりますので、今後どうするかということも検討していかなくてはなりません。

いずれにいたしましても、今後町といたしましては、先ほど申し上げましたけども、空き家は増加すると思われることから、対策計画の策定に当たりましては、まず空き家の利活用、適正に管理されていない空き家の取り壊し、これなどの対応を図るため、関係各課と十分協議、調整を行いまして、計画策定をしまいたいと考えておりますので、どうかご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） ありがとうございます。

条例の件ですけど、一応利活用も踏まえて将来はつくっていききたいということですが、これはいつごろまでに考えておりますか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 計画策定をしながら、条例につきましては、その中でいろいろと検討していかなくてはならない。これも午前中に答弁を申し上げ

ましたとおり、過料がかかる法となっておりますので、それに対しまして条例をつくるというのは、なかなか難しいことがありますので、慎重に対応してまいります。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） わかりました。よろしくお願いします。

さっき空き家等対策計画事業の調査内容については、アンケート調査ということもあったんですけど、内容としてはどういうことを聞くような内容になるのですか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） アンケート内容は現在検討中でございますけども、特に私どもがお聞きしたいのは、これを一体どうされるのかということが一番大事になってきますので、そのあたりはしっかり細かくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） よろしくお願いします。

東員町では、いわゆるごみ屋敷とか倒壊のおそれがある建物というのは余り聞きませんので、きちっとさっき言われたように、利活用を含めてという話がありましたけど、人口減を止め、地域活性化のために空き家を有効に活用していく、そういう方向での調査ということ。さっき聞いていると、私もそう思っていましたし、そういう方向での調査内容を含むと考えてます。さっきの答弁を聞くと、その点でいいんですよね。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 何でもかんでも壊してしまうというのはあきませんので、リノベーションをまずできるかどうかしっかり考えて、当然個人所有でございますので、私どもの勝手にできませんので、その辺をしっかりと聞くということでございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） はい、わかりました。

さっき固定資産税の納入状況は少し未納があるということも出てたんですけど、何件ぐらいあるんですか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 1件でございます。一部未納ということです。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） はい、安心しました。

そしたらいわゆる世間で言われているようなことは、東員町には余りないのかなというところで受け取ります。これから空き家対策計画事業で、いい方向に調べてもらって、空き家の活用に役立てていただければよいと思います。

ただ、さっき昭和56年以後と以前で、以前の建物が24件とたしか言われたと思うんですけど、ここら辺がちょっと難しいのかなと。以前の建物ですと、リフォームするにしても耐震をしなければ、続けて住んでいると、つい何気なしに住んでいますけども、いざ何かをしようと改めてやる時には、やはり耐震をしないとだめというところで、この24件が難しいのかなと思います。転売するにしてもリフォームするにしても難しいので、この24件がどうなっていくかなということをごく思いますので、そこら辺を空き家対策計画事業の中でもよろしく調べていただきたいと思います。

国のガイドラインに沿った該当の空き家も多分ないと思いますし、しばらくは撤去の指定ということもないとは思いますが、もしあっても厳格で抑制的に行って、もし解体費用なんかがある場合は、撤去後の土地の固定資産税なんかも、法律のままでいうと6倍なんですけども、もしそういうことがあっても、少しは必要な軽減措置もしてほしいと思いますので、そういうことを述べて、次に移らせていただきます。

3点目のマイナンバー制度について伺います。

いよいよ10月から、住んでいる各自治体から、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員、一人一人に12ケタの番号、マイナンバー、社会保障と税番号が届きます。個人番号の通知が届き始めると、企業は役所に提出する給与の源泉徴収票や健康保険の書類などに従業員らの番号を記載しなければならないので、従業員と養っている家族の番号を集める必要があります。社員だけではなく、契約社員やアルバイトも対象です。企業は大小を問わず、法人、NPOなど、賃金を出す全てが対象で、支払った企業の法人番号の記載もあります。

次のことをお聞きします。

1つ目、配偶者暴力、DVで住民票の住所から避難した人や住民票の住所がわからず番号の通知が届かない人、無国籍の人などへの対処はどのようにしますか。

2つ目、マイナンバー制度の企業への周知は低いと同時に家族経営者や個人事業主にも、その家族や取引先などのナンバーの取得は困難が多い上に、特にセキュリティなどの重要性など、わかっていないと言われていています。行政はどのような対応を図りますか。

3つ目に、マイナンバーを取り扱う前に安全体制をチェックする特定個人情報保護評価はできていますか。

よろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君）

松下生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文文君）

マイナンバー制度のご質問にお答えさせていただきます。

平成27年10月から施行される「社会保障・税番号制度」に伴う個人番号の通知につきましては、住民票を有する日本人と外国人全ての方に付番されることとなります。

ご質問の配偶者暴力等から逃れるため、住民票の住所から他市町へ避難している方や無国籍の方につきましては、本町の住民登録者におきましては、現在のところ該当者はお見えになりません。

今後情報がございましたら関係部署と連携を図りつつ、対応してまいります。

また、国から発送された個人番号通知が、あて先不明等で届かなかった場合は、本町に返戻されまして、その通知書をもとに居住があるかどうかを確認させていただき、その事実が確認できましたら再発送をするという手法となっております。

全ての住民に対してマイナンバーの通知が行き渡りますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度の企業への周知につきましてでございますが、平成28年1月からの個人番号利用開始に伴い、民間事業者の皆さまも、税や社会保障の手続きなどで対応が必要となります。

主な内容といたしましては、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票などの法定調書や年金事務所、健康保険組合、ハローワークなどに提出する社会保障関連の各種届出用紙などに個人番号を記載することが予定されており、従業員やその扶養家族の個人番号を取得し、管理する必要がございます。

また、個人番号を含めた個人情報の管理につきましては、今まで以上に一層の情報セキュリティの認識を高めていただく必要があるものと考えております。

今後はさまざまな行政手続きで個人番号利用が開始されるに当たり、各行政機関において取り扱いの周知が必要とされております。

本町といたしましても、町民の皆さまの制度周知のほかに各関係機関との連携をし、民間事業者の皆さまへ周知してまいりたいと考えております。

続きまして、特定個人情報保護評価についてでございますが、個人番号を含んだ個人情報を取り扱うことについて、個人のプライバシーなどの権利や利益に与える影響を踏まえ、情報漏えいなどのリスクを分析し、適切な措置を取るため、特定個人情報保護評価の実施が必要となっております。

地方公共団体等は、個人番号を管理する業務システムごとに評価を行い、評価書を国の特定個人情報保護委員会へ提出しなければなりません。

本町もマイナンバー制度に対応するため、各業務システムの改修を進める中で、まずは住民基本台帳と個人住民税に係るシステム評価を作成し、特定個人情報保護委員会へ提出しました。

今後も、その他の業務システムにつきましても対応していく予定でございますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） すみません。さっきの郵便が届かなかった場合に返ってきた場合にどのような措置をとりますかというところが、きちっとわからなかったんですけど、もう一度お願いできませんか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

番号通知が届かなかった、あて先不明で、郵便局が簡易書留で送付されますので、簡易書留の場合、本人さんが受け取れなかったとか、そういった場合には郵便局に返戻されます。そういった場合についてはまた調査させていただいて、住所が確認できましたら、再発送するという手法となります。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） はい、わかりました。調査をしてということですね。これは一回調査をしてわかればいいんですけど、それでまたわからないとすると大変なことになりますので、よろしくお願いします。

2つ目の企業とか、特に家族経営や個人業者に対して、さっききちっと説明をして広めていくということです。これは東員町が東員町のそういう人たちに対しての説明をきちっとするんですか。それとも国とか県とか、そういうところから行くんですか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

町におきましては町内の方に対して広報、またホームページ等で周知をさせていただくとともに、国の広報とか国のホームページ、民間事業者の方に対しても、制度的なものを全国的にPRしていただくということになってございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 家族経営とか個人業者、町からのホームページとかそういうもので大丈夫かなと、何か今ちょっと不安なんですけど。新聞紙上でもなかなかまだまだ8割が準備がまだということを報道されていまして、マイナンバー導入時にサイバー攻撃など、セキュリティ対策を強めるかどうかというような質問でも、まだ何も決めていないとかいうのが38.5%で、現状維持が28.7%、本当にこういうのを読むと、もうすぐ10月から、そして源泉徴収、12月の末には、こういう経営のところに皆さんがちゃんと自分の番号をお知らせして経営者にいくというんですけど、そこら辺で本当にすごく不安のほうが先に来るような状態です。

特にこの前から日本年金機構がサイバー攻撃によって年金の個人情報を管理しているシステムが不正アクセスを受けて、加入者の氏名、年金番号、125万人とい

うのが流出しております。そこら辺で今回のこれを受けて、マイナンバー制と年金機構との連携は、何か予定では19年ぐらいやったのが、遅らせるようなことが報道ではありますけど、でも年金機構とのあれはなくても、もう既に個人業者、特によく言われているのが、倒産しそうな経営者だって個人からの情報をもらう、そしてもし倒産したら、それはきちっと管理されて、倒産したときにもそれがきちっと処置されるのかとか、そういうところの不安、理解してないところ、そこら辺町として、ホームページとかそんなものではとてもだめだと思いますので、もう一回、よろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

やはり議員申されますように、セキュリティ問題とか周知の問題については、この制度、全国的なことでもありますことから、本町につきましても、特に皆さんに周知できるよう、広報、それ以外の方法といいますと、自治会集会とか、そういうのもあろうかなと思いますけれども、そういった方向で周知に努めていきたいなというふうに思っております。

よろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 最初の設置だけでも、自治体は国から、2年目はわかりませんが、今のところ全額、国から補助金も出て、セキュリティ、サイバー、いろんなことやるんですけど、お金のある大企業は、設置だけでなくセキュリティ対策もできると思いますけど、そういうものの周知と経費、お金がない家族経営者とか個人、こういうものには多分補助金は出ませんので、自分ところでやらなければいけない。それがやれなかったら丸々国民、私たち、その従業員の個人情報が簡単に流出しちゃうんじゃないかというようなところで、すごく不安です。

マイナンバー制度というのは、役所にとっては、年金の不正受給とか脱税という不正行為が防ぎやすくなるというメリットはあると思うんですけど、国民にとっては情報が漏れて重大なプライバシー侵害や、なりすましとか不正使用など、本当に悪用が起きる危険性があります。

このマイナンバー制度拡大法案、既に施行する前に拡大法案が審議されておって、2018年からはこれが審議できれば、本人の同意がなくても預貯金口座の番号を結びつけたり、特定健診データの管理まで拡大する動きがあります。

規制の高い個人情報に番号をつけるもので、深刻なプライバシー侵害やなりすましなど、犯罪を招くおそれがありますので、本当にこれはまだまだ国民の認知度が低い中で、そしてまた小さいところの事業者の管理対策も進んでいないというところで、私たち日本共産党というところでは国会でも反対してますし、反対したけど、

最初のは通りました。今、拡大するところでもいろいろやっていますけど、私たちも議会では、関連した予算に反対してきました。

東員町として、本当にそれがマイナンバー制度に対して安全だと考えてやっているのか、それとも国がやるから、こういうふうにしなければならないのでやっているのか、そこら辺の考えを聞かせてください。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

やはりこれは国の制度でございますので、一町が反対して、これをやめるということではできないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） はい、ありがとうございます。

3つ目の特定個人情報保護評価ですけど、システム変更ごとに、ちゃんと保護委員会へ提出しているということをやっているということを知りましたが、まだまだ安心、大丈夫というふうには思っておりませんが、そこら辺、できる限りのことで頑張ってください。

個人情報保護の名目で、今本当にこの5年ぐらい、学校のクラスとか、いろんな団体の名簿が作成されておりません。知人の入院など、確認するとしても、病院へ電話しても個人情報だからといって教えてもらえません。でも一方では、高齢者名簿が流れて、高齢者が詐欺にあったりしているのは、名簿がどこからいつているわけです。そしてこの前のベネッセのコーポレーションの子どもの通信塾の名簿でもやっぱり漏れていく。そういうところで詐欺事件とか発展しているわけです。この上、マイナンバー制度で預貯金とか特定健診が結びつけられると、本当に恐い制度だと思うんですけど、そこら辺はどう思いますか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 情報統制といいますか、その辺については取り扱う方々の考え方と申しますか、悪用されれば、いろいろな方法でされますので、その辺については犯罪行為ということになります。ですから私どもとしては、情報につきましては安全にご利用いただくということを基本としておりますので、その辺についても町としてもできる限りシステム、また対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 上原議員。

○6番（上原 君代君） 本当に危ないことなんですけど、いくら自治体が一生涯懸命セキュリティをきつくしても、それがいく経営者、本当に小さい2～3人のところとか、わからないところも、みんな個人情報を持つ。公だけではなくて、民

間の小さいところが持つというところで、本当に私は心配をしております。このマイナンバー制度の実施が中止とか撤回になることを私は望んでおります。

そして今日の質問は終わります。

ありがとうございました。